

平成23年1月20日発行

## 平成23年度・税制改正（案）について

昨年の12月16日、平成22年度の税制改正案が財務省より発表されました。取り急ぎ「法人税」に関する項目のうち、中小企業に適用される措置のみを紹介したいと思います。

なお、政府・与党が作成するこの改正案は、例年は原案通り成立しておりますが、制度上は国会で審議の上、修正されることがありうることを一応お含みおき下さい。

### 《朗報1》法人税率が引き下げられます！

平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度について、中小法人の法人税率は

- ・年800万円以下の所得に対しては、18%から15%に、
  - ・年800万円超の部分については、30%から25.5%に
- それぞれ引き下げられます。

なお、これに伴い、地方税を考慮した法定実効税率についても、法人の年間所得が800万円以内ならば、約20%程度となります。

### 《朗報2》欠損金の繰越控除の期間が延長されます！

ご承知のとおり、過去のマイナス所得は「欠損金」として、将来のプラスの所得と相殺することができますが、平成20年4月1日以後に終了した事業年度に発生した欠損金については、その欠損金の繰越期間が、現行の7年から9年に延長されます。

なお欠損金の繰越控除を受けるには、その期間内の帳簿保存が要件ですので、帳簿の保存期間も9年間の保存が必要になります。したがって、すでにご返送したファイルに記載した「保存期限」については、修正をしていただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

### 《朗報3》雇用促進税制が創設されます！

平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度において、

- ①ハローワークへ雇用促進計画の届出を行った場合で、
  - ②一般被保険者の数が前期末より10%以上かつ2人以上増加した場合については
- 当期の法人税額について、20%を限度として、1人あたり20万円の税額控除を認めるとする「雇用促進税制」が創設されます。

ただし、肝心の「雇用促進計画の届出」の詳細についてはまだ公表されていませんので、詳細が明らかになりしだい、ご報告差し上げたいと思います。

以上、今月は平成23年度税制改正についてでした。